

## 青森市景観条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

### 1 改正理由

特別史跡三内丸山遺跡及び史跡小牧野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた、遺跡の保全の取組が行われていることを踏まえ、今後は、歴史的・文化的景観の保全だけでなく、その周辺も含めた広域的な景観形成が必要となっています。

青森市では、「青森市景観計画」の一部を改定し、資産範囲と資産周辺の緩衝地帯を「景観形成重点地区」とし届出を要する行為を定めるなど、重点的かつ積極的に景観形成を図ることとしています。

このことから、遺跡からみた眺望に影響を与えるおそれのある、当該地区における一定規模以上の建築行為や開発行為等について、早い段階に把握し、良好な景観形成に係る助言・指導を行う必要があるため、届出を要する行為に係る届出前に協議しなければならない旨の規定を設ける等のため青森市景観条例の一部を改正するものです。

### 2 改正内容

#### （1）景観形成重点地区の指定（第6条の2関係）

- ・青森市景観計画において、特に重点的に景観形成を図る地区の区域を「景観形成重点地区」として定めるとともに、当該景観形成重点地区の良好な景観形成のために必要な事項を定めることを規定するものとします。

#### （2）事前協議（第9条の2関係）

- ・景観形成重点地区内において届出を要する行為をしようとする者は、届出前に市に事前協議をすること、市は景観形成基準に適合しているか判断し、事前協議を行った者に通知すること、景観形成基準に適合していないと認めるときは、必要な指導又は助言をすること、判断に当たり青森市景観審議会の意見を聴くことができること、及び届出を要する行為をした者は、当該届出を要する行為が完了したときは、市に届出することを規定するものとします。

#### （3）その他必要な用語の改正

### 3 施行期日

令和3年4月1日